

# 「未来のブカツ」

## フィージビリティスタディ事業の考え方

経済産業省

サービス政策課 スポーツ産業室

2020年代を通じて、ブカツはこの4分類に変化するはず  
 引き続き学校が運営するブカツも存在し、民間クラブと「混在」。  
 子どもの所属チームや運営主体は、「質が担保されれば、誰でも良い」はず。



	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<p><b>一般法人クラブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体に関与する場合も含む) 等が運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ教室、フィットネスクラブ、プロスポーツチーム傘下のスクール、総合型地域スポーツクラブの発展形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校が部活動運営を外部委託する形態など</li> </ul>
<p><b>学校関係法人クラブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人やそれが関与する法人が運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人や、それが関与する法人が、社会教育事業の主体として、「参加生徒の所属学校」を問わず運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人や、それが関与する法人が、社会教育事業の主体として、「自校生徒向け」に運営</li> </ul>

# 採択事業者



事業者	場所 (人口)	他連携先	概要
1 株式会社システムソフト	福岡市 (1,620,758)	APAMAN、アビスパ福岡、DMM、英進館、福岡地域戦略推進協議会、シント＝トロイデンVV等	プロスポーツクラブや民間企業など様々な主体が協力し、“学校施設”や“外部施設”を使って、 <b>スポーツクラブ＝総合型放課後サービス業</b> の設立を検討
2 スポーツデータバンク沖縄株式会社	うるま市 (125,608)	ゼビオグループ、プラスクラス・スポーツ・インキュベーション、アスリート工房等	<b>自治体×SDBが中心となり、自治体主導のスポーツクラブ</b> を発足。市全体の部活動の受け皿にするとともに、地域企業とも連携して、収益の多様化・確保を模索
3 一般社団法人ブラックキャップス	茅ヶ崎市 (243,412)	デポルターレ・テクノロジーズ、ハヤシ、デポルターレクラブ等	パーソナルトレーニングジムのノウハウを活かしたスポーツクラブを発足、 <b>ハイクオリティを信条としつつも茅ヶ崎市の部活移行需要を取り込む</b> 。また、近隣の <b>文教大学の施設・学生を活用することも併せて検討</b>
4 一般社団法人さいたまスポーツコミッション	さいたま市 (1,330,988)	レッズランド、United Sports Foundation等	自治体を中心となり、 <b>さいたま市独自のレイヤーモデル</b> を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達のスポーツ環境を、そのニーズに合わせて3層に分ける</li> <li><b>学校から切り離す2-3層を、地元プロスポーツクラブ等の外部連携で受入れ</b></li> </ul>
5 株式会社城南進学研究社	川崎市 (1,541,874)	DeNA川崎ブレイブサンダース 北海道大学	<b>地元プロスポーツクラブ・学習塾等と連携して、部活動の受け皿を設立</b> 。それぞれの強みを生かし、総合放課後サービス業を創出する
6 株式会社JTB	二宮町 (27,521)	ラビッツクラブ	町内スポーツクラブを巻き込み町の部活動の受け皿としてのスポーツクラブを発足。町が抱える人口減少問題を解消するとともに、 <b>地域活性の起爆剤</b> とすることを検討
7 コナミスポーツ株式会社	大阪府 (8,818,686) 東京都 (14,049,146)	First Penguins	<b>コナミスポーツのクラブ運営・PPPのノウハウ・アセット(トレーニングマシン等)×BUKATOOLによる運営効率化</b> を活かし、学校施設を中心とした地域スポーツクラブの設立を、公立(大阪府)と私立(東京都)の2通りで検討
8 関西学院高等部・中学部	兵庫県 (5,441,276) (関西学院)	スポーツデータバンク	<b>私立学校の新しい部活動</b> の形として、外部に何らかのプラットフォームを持ち(例:一般社団法人の設立)、そこへ部活動を移行していくことを検討。将来的には、地域に対して、オープンな場にするまで検討
9 大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所	高島市 (47,090) 大津市 (343,892)	びわこ成蹊スポーツ大学 びわこスポーツクラブ	<b>びわこ成蹊スポーツ大学の施設・学生を活用し、近隣市町村の学校に通う生徒の部活動の受け皿となるスポーツクラブ</b> を整備

# 参考) 目指す姿の該当類型

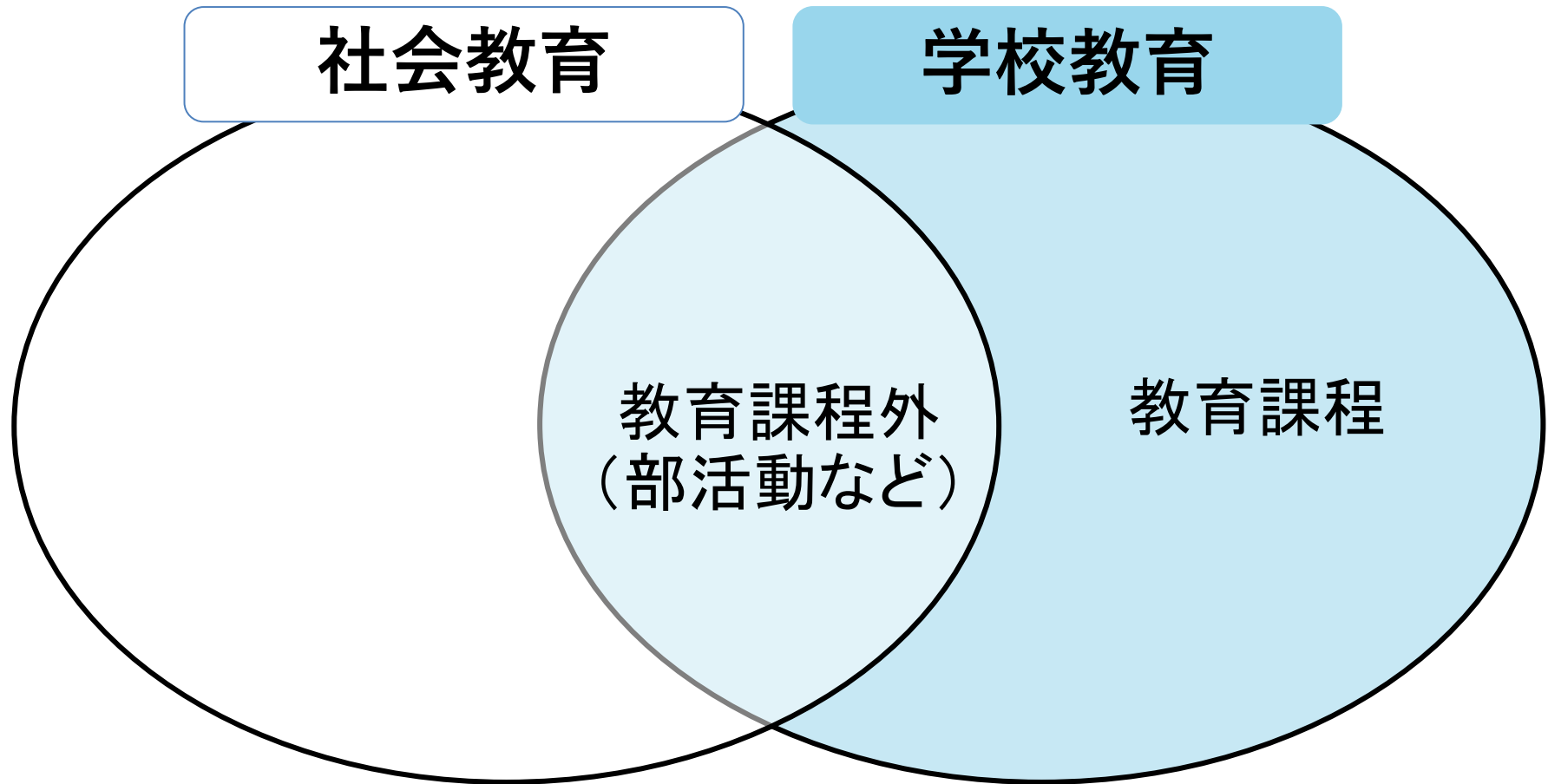
	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<p><b>一般法人クラブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体が関与する場合も含む)等が運営</li> </ul>	<p>システムソフト</p> <p>スポーツデータバンク</p> <p>ブラックキャップス</p> <p>さいたまスポーツコミッション</p> <p>JTB</p>	<p>城南進学研究社</p> <p>コナミスポーツ</p> <p>関西学院</p> <p>大阪成蹊大学 スポーツイノベーション研究所</p>
<p><b>学校関係法人運営クラブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人やそれが関与する法人が運営</li> </ul>		

## フイージビリティスタディ事業を通して見えてきたポイント

- 1) 「学校教育としても担いうる社会教育活動」という整理
- 2) 大会参加資格問題の整理
- 3) スポーツ企業による学校施設を用いた収益活動の解禁
- 4) 「実効性のある」教員の兼業・兼職環境の整備
- 5) 有償化した場合の「家計所得格差」対応

# 1)「学校教育としても担いうる社会教育活動」という整理

部活動の機能 = 「学校も担いうる、社会教育活動」と考えてはどうか



# (参考) 社会教育法の定義、学習指導要領における部活動の記載

## ■『社会教育』の定義

社会教育法  
(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

## ■学習指導要領上の位置づけ

中学校学習指導要領（平成29年3月）

総則 第1章第5の1のウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、

- ・ スポーツや文化、科学等に親しませ、
- ・ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの

であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

**“学校部活動の地域移行を本当に進めるのであれば、学校部活動は「必ずしも学校が提供する必要はない、企業やNPO等でも学校でも担いうる社会教育活動である」旨を明確にし、少なくとも学校の教育課程を定める文書である学習指導要領の中での位置付けを外すなど、文部科学省による明快な整理が必要ではないだろうか。”**

(第1次提言P.25抜粋)

## 2) 大会参加資格問題の整理

### 背景と論点

- 中体連や高体連主催の大会は原則「学校単位」での出場
- どのような大会の在り方が望ましいのか？

大会の意義	FS事業協議会	“ 補欠の人や、大会に出れたとしてもトーナメント制で1回戦敗退など、大会経験を積めないこともある
参加単位	FS事業校校長	“ 団体競技の競技人口が減っている。クラブチームだと大会に参加できないという変な縛りをなくしてほしい
運営体制	FS事業実施教育委員会	“ 仮に地域移行した場合、誰が大会を運営するのか？現状は教員の無償ボランティアによって支えられている
評価問題	FS事業実施教育委員会	“ 部活動全員加入の学校で、学校外クラブの活動を部活動として認定した生徒がいたが調査票には書けなかった

### 解決の方向性

- 中体連・高体連、そして全てのNF代表者が1枚の「憲章」にサインしては？  
「私達は、企業・NPOなど運営主体を問わず、民間スポーツクラブの大会参加を広く歓迎する」  
(指導資格、登録・認証制度などの条件を課し、学校部活動の改善も同時に図るのはどうか)



## スポーツ庁

### 運動部活動の地域移行に関する検討会議（第2回）配付資料（抜粋）

- 現在、生徒が参加する大会としては、日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会が主催する大会などがある。令和5年度以降、地域におけるスポーツ活動に参加する生徒は増えていくが、それらの生徒が引き続き練習の成果を発揮できる場を確保するため、**国から主催者である日本中学校体育連盟や各競技団体、スポーツ協会等に対して、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等の検討を要請し、各団体において令和4年度中に結論を出し、令和5年度からの大会に反映させるべきではないか。**

### 3) スポーツ企業による学校施設を用いた収益活動の解禁

#### 背景と論点

- 学校施設を活用できれば、運営・事業展開のハードルが下がる
- 条例・規則等に「営利目的のための使用」を制限する旨の記載

営利目的 の是非	FS事業実施 自治体	“ 月謝の多寡にかかわらず月謝が団体の活動に必要な <b>経費相当額</b> であれば営利とはみなさない
	FS事業実施 教育委員会	“ <b>学校部活動の受け皿</b> であれば、生涯学習に該当するので営利目的には該当しないのではないか
利用できる 施設の範囲	FS事業実施 自治体	“ 開放しているのは校庭、体育館、武道場のみ。教室は個人情報の問題や現状空きがないため原則不可
他活動との 優先順位	FS事業者	“ 学校施設を活用しようとしても、既存の利用者が優先。ずっと使っていた教室がなくなったためやっと入りこめた

#### 解決の方向性

- 「営利」「収益事業」という“言葉の呪縛”からの解放  
スポーツ基本法の趣旨に反する自治体条例の見直し

## 4) 「実効性のある」教員の兼業・兼職環境の整備

### 背景と論点

- 引き続き部活動指導を続けたい教員の存在
- 一方で、文部科学省からの通知上での兼職・兼業は非現実的

総労働時間管理	FS事業者	“ 地域スポーツクラブでの指導時間を総労働時間に含めるかは関係者により解釈が割れている。仮に、総労働時間に含める場合には兼職・兼業は不可能
契約形態	FS事業協議会	“ 通知は雇用契約を前提に置いており、業務委託の場合が考えられていない。
兼職・兼業先の要件	FS事業実施教育委員会	“ プロリーグの審判を申請したところ、プロリーグが営利企業であるため却下となった。仮に地域移行の受け皿を株式会社が担った場合同様の理由で申請が却下されないか。
私学の取扱い	FS事業者	“ 通知は私学が想定されていない。また、私学では学校主体の外部団体を作っても雇用主が同一とみなされる懸念があり。取り扱いを示してほしい

### 解決の方向性

- 文部科学省のガイドラインに追記する工夫は要らないか？
- 労基法上の「雇用契約」ではなく民法上の「業務委託契約」でなければ非現実的ではないか

# 參考資料

# 経済産業省「地域×スポーツクラブ産業研究会」

- ✓ 昨年10月に研究会立ち上げ。
- ✓ 以下メンバーにて本年3月までに計10回集中的に議論し、本年6月25日に「第1次提言」を公表。

委員	座長 間野 義之	早稲田大学スポーツビジネス研究所 所長
	有坂 順一	コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長
	池田めぐみ	公益財団法人山形県スポーツ協会 スポーツ指導員
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役社長
	伊藤 清隆	リーフラス株式会社 代表取締役社長
	桂田 隆行	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長
	清宮 克幸	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 副会長
		一般社団法人アザレアスポーツクラブ 代表理事
	榊原 孝彦	NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ マネージングダイレクター
	島田 慎二	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事長（チエアマン）
	立石 敬之	シント＝トロイデンVV NV CEO(取締役社長)
		公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事、アビスパ福岡 顧問
	為末 大	株式会社Deportare Partners 代表取締役CEO
	二宮 清純	株式会社スポーツコミュニケーションズ 代表取締役 中国5県プロスポーツネットワーク統括マネージャー
諸橋 寛子	一般財団法人UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事	
オブザーバー	泉 正文	日本スポーツ協会 副会長 兼 専務理事
	勝田 隆	日本スポーツ振興センター 理事
	文部科学省・スポーツ庁 経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課	

事務局：経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課  
BCGボストンコンサルティンググループ

# ゲストスピーカー

---

第6回研究会	木村 弘毅	株式会社ミクシィ 代表取締役社長
	川崎 大	住友商事株式会社 デジタルソリューション事業第一部 部長代理
第7回研究会	朝倉 博美	日本スポーツ振興センター 学校安全部長
	平地 大樹	プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社 代表取締役
	太田垣 大将	東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部次長兼文教公務室長
	海鉾 勇司	東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室
第8回研究会	竹下 雄真	株式会社デポルターレ・テクノロジーズ 代表取締役CEO
	山羽 教文	株式会社STEAM Sports Laboratory 代表取締役
	中島 さち子	株式会社STEAM Sports Laboratory 取締役
第9回研究会	日野田 昌士	聖学院中学校・高等学校 総務総括部長（教頭）
	玉城 貴志	沖縄県うるま市企画部企画政策課 政策調整係長
第10回研究会	今井 峻介	認定 NPO 法人フローレンス こども宅食事業部 マネージャー

---

# 2つの問題意識と、4つの関連論点

## 2つの問題意識

### 1. 「サービス業としての地域スポーツクラブ」を核とした産業クラスターの可能性

- 欧州では地域社会・経済のエンジンと呼びうる「地域スポーツクラブ」が存在。日本においても「無償ボランティア」頼みではなく、地域に根付き、裾野の広い「新しいサービス業」を生み出し、成長軌道に乗せるための手立てを考える必要。

### 2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

- ジュニア世代の主なスポーツ機会である学校部活動は、教員の過剰労働問題等により、持続可能性に黄色信号。
- 休日部活動の段階的な地域移行方針は文科省から通知されるも、その後の全体像と道筋は未だ不透明。

## 4つの関連論点

### i 資金循環-トップスポーツの成長産業化による、スポーツ資金循環の創出-

- 世界のDX潮流に乗れていない日本のトップスポーツは成長に課題。トップスポーツが稼ぎ、その収益や人材が地元でスポーツの裾野を広げ、さらに地元のプロスポーツの成長に繋がるという「資金・人材の太い循環」の構築の可能性。

### iii 指導者-プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者の確保-

- 指導者を質的にも量的にも確保する必要。学校教員や元アスリートの、スポーツ指導者としての学習機会確保や資格の活用、学校教員の兼職・兼業に課題。

### ii 活動場所-自治体とスポーツ産業それぞれの、施設運営・改修負担の緩和-

- 施設老朽化・少子化が進む中、学校施設や社会体育施設は更新・再編が必要。一方、自治体財政は逼迫し、スポーツクラブ産業の側も施設運営・改修負担に課題を抱える。民間資金を活用したwin-winの合理的な再整備に課題。

### iv 派生需要-リアルとデジタルが融合した「総合放課後サービス」への発展-

- 学校ICT環境とEdTechの普及により、従来サービスの「コモディティ化」に対する不安や、施設維持負担を抱える学習塾等と、スポーツクラブ産業とが融合した総合放課後サービスが生まれる可能性。

# 国内外の先行事例から：欧州のプロサッカークラブ傘下のクラブ(フランス・オブ・シント＝トロイデン)

- ✓ 研究会では、国内外の先行事例を研究。
- ✓ 例えばベルギーの地域スポーツクラブでは、クラブ自らが多様な収益事業を展開し稼ぎを生み出している他に、ベルギー特有のスポーツ税制（プロ選手の所得税の8割が球団に還付され、U20のスポーツ環境整備に投入される）からの財源等により、スポーツ機会保障がなされている。



<NPO法人フレンズ・オブ・シント＝トロイデン ステークホルダー関係図>



# サービス業としての「地域スポーツクラブ」

プロスポーツ・フィットネス・教育産業・学校法人など様々な運営主体による新業態として、有償で、学校施設や社会体育施設を活用し、サービス業として成長できる地域スポーツクラブ。

## 【大人世代向け】 生涯スポーツ・健康・社交の場



【考える、クラブの多様な収入源】

- ・ 会費収入、自治体からの指定管理者収入・業務委託収入
- ・ パーソナルトレーニングやヘルスケアのサービス

## 【ジュニア世代向け】 学校部活動に代わる活動の場



- ・ カフェ・レストラン、生涯学習サービス等の運営
- ・ トップスポーツクラブからの資金・人材の環流 等

### 必要な5つのポイント

1

「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化

- ・ 学校部活動は「社会教育」であることの確認
- ・ 学習指導要領からの「部活動の位置づけ」の記載の削除

2

全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を

3

「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立



- ・ 各競技団体での指導資格取得義務化
- ・ 教員の兼業規制の緩和

4

学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供



5

スポーツ機会保障を支える資金循環の創出

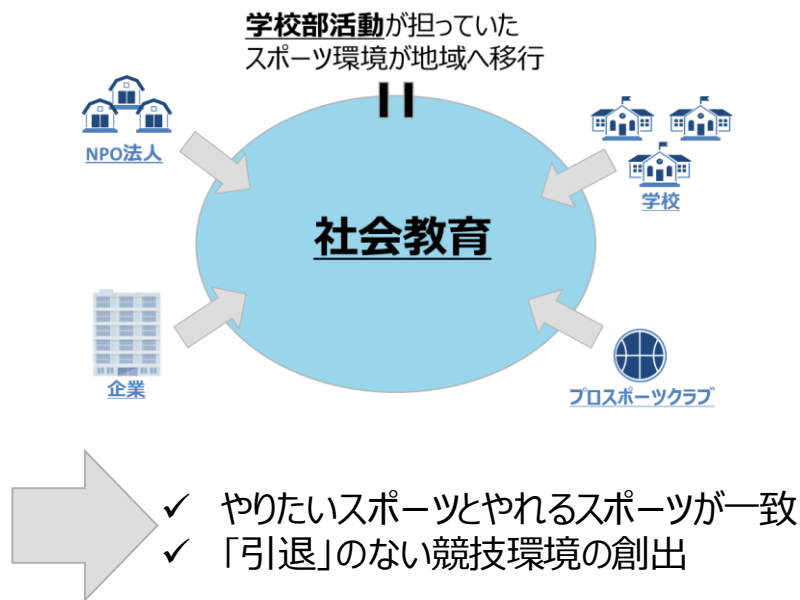


- ・ スポーツ振興くじtotoの収益性向上（インプレイくじの検討）
- ・ スポーツベッティングの可能性

# 提言 1 : 「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化

- 学校部活動はそもそも「社会教育」（学校でも企業やNPOでも担いうる機能）であることの確認が必要。学校部活動は、①社会教育法上の「社会教育」の定義「学校教育課程外の組織的な教育活動」に該当するはずだが、②文科省の事務連絡には学校部活動は「学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動」と記載されている。この「曖昧さ」は、地域移行を考える学校現場や、受け皿を担いうるスポーツクラブ産業の判断を迷わせないだろうか。
- 文科省は昨年「休日部活動の段階的地域移行」「長期的には地域に移行すべき」との見通しを出したが、そもそも、①学校部活動は「社会教育」である旨を明確にし、②学習指導要領からは部活動の位置づけを外し（曖昧さを解消）、③平日も含めて地域移行する具体的方針も明確にすることが必要ではないだろうか。

## 学校も企業もNPO等も担いうる『社会教育』へ



## 学校部活動の地域移行後の「受け皿」となる 地域スポーツクラブの分類イメージ

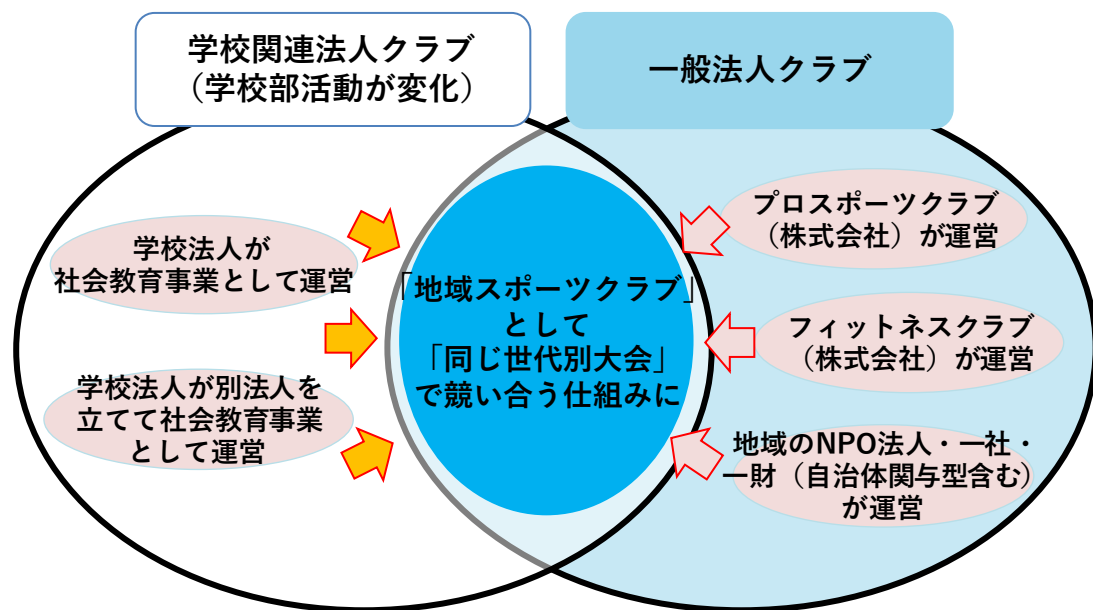
	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<b>一般法人クラブ</b> ・株式会社、地域のNPO法人や一社・一財法人等（自治体関与型を含む）等が運営	<b>【A類型】</b> 多くのプロスポーツチーム参加のスクールや総合型スポーツクラブの発展型	<b>【B類型】</b> 学校が部活動運営を外部委託する形態等
<b>学校関連法人クラブ</b> ・学校法人や、それが関与する法人が運営	<b>【C類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営	<b>【D類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

※なお、いずれの類型においても、スポーツ指導を学んだ教員も指導者として兼業参画可能であることを想定。

# 提言2：全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を

- 中高生の参加する既存のスポーツ競技大会の多くでは、「学校部活動」単位でなければ参加できず、「地域スポーツクラブ」単位での参加が認められていない。
- しかし、（提言1で整理したとおり）学校部活動が「社会教育」と整理されるのであれば、学校部活動も地域スポーツクラブの一類型に過ぎないといえよう。その場合、大会参加資格を運営主体の別によって「学校単位」に限る合理的理由はないのではないか。
- 学校部活動の地域移行に伴い、全ての中央競技団体（NF）や中体連・高体連の連携により、①既存の学校部活動単位縛りの大会の「世代別大会への変更」や、②「新しい世代別大会の設立」が進められるべきではないか。

【再掲】学校部活動の地域移行後の「受け皿」となる地域スポーツクラブの分類イメージ



	会員の考え方① 所属学校を問わず オープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒 に限定
<b>一般法人クラブ</b> ・株式会社、地域のNPO法人や一社・一財法人等（自治体関与型を含む）等が運営	<b>【A類型】</b> 多くのプロスポーツチーム参加のスクールや総合型スポーツクラブの発展型	<b>【B類型】</b> 学校が部活動運営を外部委託する形態等
<b>学校関連法人クラブ</b> ・学校法人や、それが関与する法人が運営	<b>【C類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営	<b>【D類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

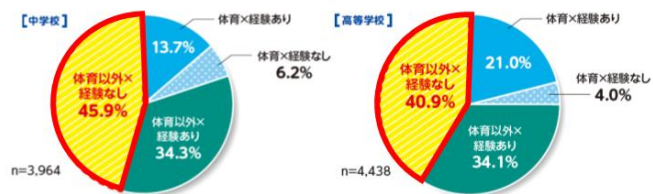
✓ 大会運営に民間ノウハウを活用し、教員の無償ボランティアも解消へ

# 提言3：「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立

- スポーツ指導を体系的に学んでいない者による指導の常態化、ハラスメント問題など、一定のクオリティの指導者の確保をめぐる課題が山積。また、学校教員等の「事実上の無償ボランティア」で犠牲と無理を重ねてきたスポーツ現場は限界。「スポーツは、有資格者が、有償で指導する」システムに抜本的に設計し直すべき段階（スポーツ指導で生計を立てられない構造の解消）。
- また、優れたスポーツ指導者の資質をもつ学校教員が、地域スポーツクラブにおいてスポーツ指導を有償で兼職・兼業しようにも、「理屈上は兼業可能だが、事実上許可されない」現状を改める工夫が必要。

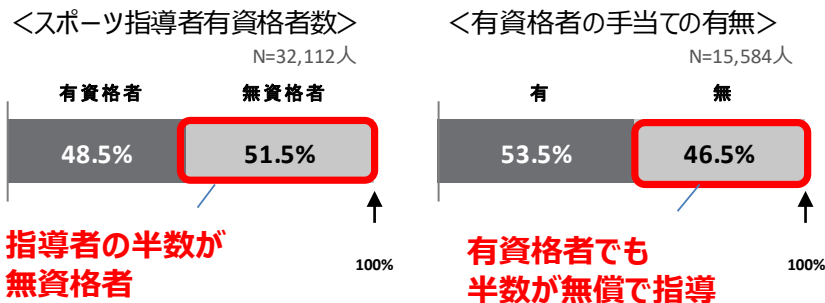
## 現状

### ■ 学校運動部活動指導者の担当教科と競技経験の有無



部活動指導者の半数近くが競技経験無し

### ■ 総合型地域スポーツクラブ指導者の有資格者数と手当の有無



指導者の半数が無資格者

有資格者でも半数が無償で指導

## 目指す姿

### プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者市場の構築

- スポーツ指導には競技に関する知識・技術のみならず、安心・安全に関する知識やコミュニケーション能力などが必須。「資質能力を担保するに足る育成システムの下で学んだ有資格者が指導する」という体制を作ることが必要
- 既存の日本スポーツ協会(JSPO)の公認指導者資格の活用拡大は勿論、進化する民間のライセンス制度や育成メソッドとの連携や、EdTechツールとしての成長も

### 学校教員の「兼職・兼業」（「可能だが実際は許可されない」状態の脱却）

- 文部科学省からは、教員の兼職・兼業は「許可を得れば可能」という通知が出ており、制度上は可能ではあるが、「実際に許可を得るのは、相当困難なはず」という現場の声

### クラブの法人格・経営人材・ライセンスなどの基盤整備



LICENSE

『スポーツ指導では生計は立てられない』という構造を解消



# 提言4：学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供

- 学校体育施設は、自治体毎の条例や規則等により『営利目的』の団体の使用を禁止している例も多く、スポーツクラブ産業がスクール事業などを行う際に安定的な活動場所として確保することが難しい。旧スポーツ振興法の残滓（「営利のためのスポーツを振興するものではない」）をひきずり、スポーツ基本法の理念が反映されないままの自治体条例の改正を促すことが必要ではないか。
- 少子化が止まらない中での学校施設の建替え・再編に際し、稼働率向上・収益力向上がカギではないか（たとえば全ての学校に「低稼働率な屋外プール」は不要、メリハリのある施設整備が必要）。
- ①学校体育施設の「社会体育施設化」、さらに、②学校施設管理の（教育委員会から）首長部局への移管と、商業施設（カフェ等）・オフィスの入居も前提にした「複合施設化」、③手段としてPPP（Public Private Partnership）による民間投資活用を促すことが有効ではないか。このとき、国から地方自治体への補助スキームにおいてインセンティブ付けが有効ではないか。

## ■ 民活型の複合型学校施設（イメージ）

シント＝トロイデンCEO立石委員資料抜粋

近隣エリア内の複数校

○×△町  
3校が徒歩圏内

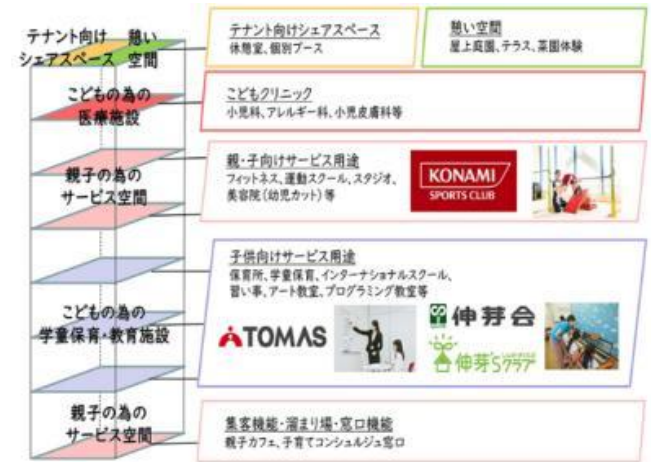
	A校 インドアスポーツ 特化校		B校 フィールドスポーツ 特化校		C校 教育特化校	
	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後
校舎	○	○	○	○	○	○
体育館	○	○	○	×	○	×
校庭	○	×	○	○	○	×
プール	○	○	○	×	○	×
飲食施設※1	×	○	×	○	×	○
その他施設※2	×	○	×	○	×	○
一部敷地の売却※3	×	・校庭	×	・体育館 ・プール	×	・体育館 ・校庭 ・プール

※1 カフェ、レストラン

※2 ダンス、ヨガ、ジム、治療院、ATM、コンビニ等

※3 駅近など土地の相場が高いエリアの学校は、校庭や体育館などを計画的に売却し、校舎だけを残す教育特化型校にする等の工夫も可能

## ■ 総合放課後サービス（イメージ）



コナミスポーツ株式会社×ヒューリック株式会社×株式会社リソー教育  
の業務提携による子ども向けワンストップサービスイメージ

# 提言5：「スポーツ機会保障」を支える、資金循環の創出

- 「学校部活動の地域移行」が本格化し、「サービス業としての地域スポーツクラブ」がその受け皿を担い、**スポーツ環境のクオリティが向上する場合、受益者負担の増加は不可避**。これが「世帯収入格差による子どものスポーツ機会格差」につながらないようにすることが必要。
- **DX（デジタルトランスフォーメーション）が進む世界のスポーツ産業構造を前提に、「日本のトップスポーツクラブのDX時代の成長モデル構築」と「サービス業としての地域スポーツクラブ」の成長の好循環づくりが必要**。①totoの更なる収益力向上（インプレイ予想の導入等）、②欧米のスポーツDXとベッティング市場の効果に鑑みた、コンテンツ産業化・データ産業化への打ち手の検討が必要。
- 日本のトップスポーツを、「助成される対象」から「社会の様々な公益を支えるサービス産業」に。

## トップスポーツクラブの成長 —DX時代のビジネスモデル構築—



## 「サービス業としての地域スポーツクラブ」の成長



## (参考) 自民党スポーツ立国調査会・スポーツビジネス小委員会の提言 (2021年5月)

欧米のスポーツ産業では、DX化されたスポーツベッティングがスポーツコンテンツの価値を増し、スポーツ産業の拡大に寄与している。(略) 英国では、市場の9割以上をオンラインベッティングが占め、(略) 税収は年間900億円にも及ぶという。

我が国でも、DX化されたスポーツベッティング市場がスポーツ産業に与えているインパクト、スポーツ界に与える影響、及びスポーツベッティングをめぐる文化的・社会的背景などの外縁について理解を深め、その活用の可能性について検討することも有益と思われる。





その際スポーツベッティングはDXの範囲で行われるため、地域における**DXデバイドの解消やDX弱者の支援に収益の一部を活用することを含めて考えるべき**である。この点を含め、**我が国スポーツ産業が収益をあげ、それがすべての人に向けたスポーツ機会の保証につながるスポーツ産業の資金循環システム**をいかに強化するか、スポーツ団体におけるガバナンスの確保と経営力強化とともに**スポーツ庁と経済産業省を中心に政府をあげて検討すべき**である。

# SNSの反響（1/2）





✓ 第1次提言の公表後、Twitter上の「#教師の Baton」を中心に話題に

## Twitter上での反響

### ■ 第1次提言へ賛同の声が挙がる

-  “ そう！そうなんです！スポーツを無資格のボランティアが見る部活動はそもそもおかしいんです！経産省がとつてもまともで当たり前のことに言及してくれて感動しています。
-  “ これが実現されれば、教員を頑張れそうな気がする。経産省、お願いします。
-  “ そもそも部活動は経産省が言うとおり社会教育であるべき専門性を求めれば企業が入るのはマイナスではない教育の大事な部分と言うならば、まずは自分から動き出せば良いし、教員の無償労働でしか成立しない体制にすべきではない。それこそ持続可能な発展的体制にすべき。
-  “ 経産省の地域×スポーツクラブ産業研究会第一次提言。確かに日本の部活動は、生涯何かを楽しむ観点からあんまり見られてないし、勝利至上主義が横行していてちょっと窮屈やし、地域の産業振興の観点から見ても学校で抱え込み過ぎた節がある。あとは超過勤務の原因も

### ■ 経産省が動き出すことへ期待をする声も

-  “ 部活の外部委託を経済産業省が考えています。経産省の考えで印象的なのは「ボランティアではなく、対価をきちんと払う」ということ。
-  “ 実際、全く経験の内線性が剣道や新体操等の顧問になるってどうなの？と感じていました。うまく分業？が実現すればよいですね。そして労働に対する正当な報酬を認めてほしいと思います。
-  “ 引退がないというのは本当にスポーツやりたい子どもには良いんじゃないかな。部活を隠れ蓑にお山の大将したい人は滅亡してそれにしてもこれは文科省がやらなきゃ行けないことだけど、省庁の縦割りは日本の行政の悪いところなので、経産省はよくやった。
-  “ 大変素晴らしい提言です。スポーツを完全に地域へ委託、有識者が有償で指導をするという常識の確立…。これです。これを早くやって欲しいのです我々は。今週末も中体連控えてて土日つぶれるのに、来週から保護者懇談の始まり。いつ休めば良いの？





# メディアの反響

✓ 複数記事を通じて、教育界、経済界へと第1次提言を拡散

## 教育新聞

■ 21/6/28号に提言についての記事が掲載

### 教育新聞

学校を変えるファクトがある。

部活動は平日含め地域移行を 経産省研究会が第1次提言

2021年6月28日

書き方改善 部活動

地域スポーツクラブを産業として育成し、学校の部活動の地域移行に向けた受け皿とする可能性を検討してきた経産省の「地域×スポーツクラブ産業研究会」は6月25日、第1次提言を公表し、地域スポーツクラブを軸にした新しいスポーツ環境に向けたポイントを提示した。提言では文科省に対し、学校の部活動は「社会教育」であることを明確にし、土日だけでなく平日も含めて地域移行する必要性を指摘した。

■ 提言に基づくアンケートも開催（教育新聞）

あなたは、部活動の地域移行に平日も含めることに賛成ですか？

賛成	87%
平日も含めるのは反対	5%
地域移行そのものに反対	4%
どれともいえない	4%

投票 581

## 金融財政事情

■ 2021.7.20号に桂田委員、浅野課長の記事が掲載

特集 殻を破るスポーツ産業

成長期待が高まる日本スポーツ産業の全体像

コロナ後の自立的成長に向けた戦略策定を急げ



日本政策投資銀行 地域調査部 課長 / 桂田 隆行

デジタル化を背景にスポーツ産業は飛躍的に成長する

「トップスポーツ」と「地域スポーツ」の両輪で変革を進める



経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課長 兼 教育産業室長 / 浅野 大介

## 日経新聞

■ 2021.6.4号に提言について触れる記事が掲載

日本経済新聞

スポーツ活性化へ賭博解禁浮上 官民でオープンな議論を

編集委員 瀬川奈都子